

半田市議会議長 様

地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

2026年度地方財政計画では、地方の一般財源総額は大きく増加しました。公務員の給与改定に伴う人件費として6,800億円程度が計上され、会計年度任用職員の給与等について一般行政経費から給与関係費に移し替えて計上されたことは重要です。また、物価高や官公需の価格転嫁への対策が一定強化されました。しかし、これらはあくまで国の考える標準的な経費に対する措置であり、地方自治体が住民の福祉の増進を図るうえで現に必要としている財政需要には遠く及びません。さらに、これほど急激な物価高騰・人件費増の中においては、単年度での歳出増加が著しく、基準財政需要額の増額に留まる対応だけでは、地域の実情に応じたきめ細やかな行政運営は困難です。

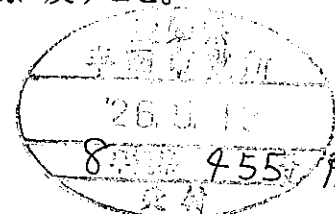
近年、地方自治体の財政は厳しさを増す一方です。その背景には、急激な物価等の高騰だけでなく、デジタル化の推進やこども未来戦略、いわゆる給食無償化など、国の主導によって全国一律に実施を求められる政策の経費増大があります。必要な政策であっても、税源移譲を伴わない経費の増大は地方財政を硬直化させ、地方独自のとりくみを阻害しかねません。財源不足は、業務量に見合った人員が確保されない職場実態につながり、多くの離職も生んでいます。民間事業者に頼っている福祉施設や委託・請負先の経営、労働者の処遇にも大きな影響が出ています。

国に求められるのは、公正な税制によってナショナルミニマムを保障する財源を確保することで地方財政を抜本的に拡充し、地域に根差した住民サービスを担う「公共」を再生することです。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 物価・燃料費高騰や、人事院勧告に伴う地方公務員(会計年度任用職員を含む)の給与改定による人件費の増加、サービス・施設管理等の委託料の増加、公立病院の経営悪化等に対応するための財源措置を大幅に拡大すること。その財源は、普通交付税ではなく税源移譲によって確保すること。当面は特別交付税や国庫補助金で対応すること。
2. デジタル化の推進やこども未来戦略、いわゆる給食無償化など、国の主導によって全国一律に実施を求められる政策に係る新たな財源や負担については全額を国が負担すること。特に、標準準拠システム・ガバメントクラウド移行後のシステム運用経費については、一時的な対応に留まらず、恒久的な財源確保を行うこと。少なくとも、地方交付税措置(基準財政需要額への算入)に留まらず、新たな税源による基準財政収入額への算入をあわせて行い、不交付団体も含めたすべての地方自治体に必要な財源を保障すること。
3. 地方交付税の算定にあたっては、地方交付税法定率の抜本的な引き上げを行うこと。基準財政需要額は、地方自治体が住民福祉の増進を図るために現に必要としている財政需要をもとに算定し、人件費や人員の削減、公の施設の統廃合・民間移管など業務改革の取組等の成果を基準財政需要額の算定へ反映する仕組みを廃止すること。
4. 当分の間税率や環境性能割の廃止に伴う地方財政への影響について、地方特例交付金による対応ではなく、新たな税源移譲等により恒常的な対応を行うこと。
5. 税の原則に反する「ふるさと納税制度」を廃止し、寄付税制に戻すこと。



以上

陳-11

【意見書案⑤】国宛

地方財政の拡充を求める意見書(案)

2026年度地方財政計画で、地方の一般財源総額は大きく増加した。公務員の給与改定に伴う人件費として6,800億円程度が計上され、物価高や官公需の価格転嫁への対策が一定強化された。しかし、これらはあくまで国の考える標準的な経費に対する措置であり、地方公共団体が住民の福祉の増進を図るうえで現に必要なとしている財政需要には遠く及ばない。さらに、これほど急激な物価高騰・人件費増の中においては、単年度での歳出増加が著しく、基準財政需要額の増額に留まる対応だけでは、地域の実情に応じたきめ細やかな行政運営は困難である。

近年、地方自治体の財政は厳しさを増す一方である。その背景には、急激な物価等の高騰だけでなく、デジタル化の推進やこども未来戦略、いわゆる給食無償化など、国の主導によって全国一律に実施を求められる政策の経費増大がある。たとえ必要な政策であっても、税源移譲を伴わない経費の増大は地方財政を硬直化させ、地方独自のとりくみを阻害する恐れがある。財源不足は、業務量に見合った人員が確保されない職場実態につながり、多くの離職も生じている。民間事業者に頼っている福祉施設や委託・請負先の経営、労働者の処遇にも大きな影響が出かねない。

国に求められるのは、公正な税制によってナショナルミニマムを保障する財源を確保することであり、地方財政を抜本的に拡充し、地域に根差した住民サービスを保障することである。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 物価・燃料費高騰や、人事院勧告に伴う地方公務員(会計年度任用職員を含む)の給与改定による人件費の増加、サービス・施設管理等の委託料の増加、公立病院の経営悪化等に対応するための財源措置を大幅に拡大すること。その財源は、普通交付税ではなく税源移譲によって確保すること。当面は特別交付税や国庫補助金で対応すること。
2. デジタル化の推進やこども未来戦略、いわゆる給食無償化など、国の主導によって全国一律に実施を求められる政策に係る新たな財源や負担については全額を国が負担すること。特に、標準準拠システム・ガバメントクラウド移行後のシステム運用経費については、一時的な対応に留まらず、恒久的な財源確保を行うこと。少なくとも、地方交付税措置(基準財政需要額への算入)に留まらず、新たな税源による基準財政収入額への算入をあわせて行い、不交付団体も含めたすべての地方自治体に必要な財源を保障すること。
3. 地方交付税の算定にあたっては、地方交付税法定率の抜本的な引き上げを行うこと。基準財政需要額は、地方自治体が住民福祉の増進を図るために現に必要なとしている財政需要をもとに算定し、人件費や人員の削減、公の施設の統廃合・民間移管など業務改革の取組等の成果を基準財政需要額の算定へ反映する仕組みを廃止すること。
4. 当分の間税率や環境性能割の廃止に伴う地方財政への影響について、地方特例交付金による対応ではなく、新たな税源移譲等により恒常的な対応を行うこと。
5. 税の原則に反する「ふるさと納税制度」を廃止し、寄付税制に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年 月 日

内閣総理大臣 宛
財務大臣
総務大臣

〇〇〇議会
議長